

事務連絡  
令和8年1月30日

食品製造業・食品小売業関係団体 代表者 殿

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ  
食品製造課  
畜産局 牛乳乳製品課

適正取引推進ガイドラインの改定について

貴団体及び傘下会員の皆様方におかれましては、日頃から食品産業行政の推進に特段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、農林水産省では、食品製造業者と小売業者との適正取引の推進を目的として策定した以下の適正取引推進ガイドラインについて、取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号））及び食料システム法（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号））の改正を踏まえ、必要な改定をしましたのでお知らせします。

<今般改定した適正取引推進ガイドライン>

- ① 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚製造業～
- ② 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品製造業～
- ③ 食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン

参考（農林水産省ホームページ）

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/tekiseitorihiki.html>

\* 改定内容の詳細については、上記ホームページに掲載の新旧対照表を御参照ください。

問い合わせ先

上記①関係 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ 03-3502-5742  
食品製造課 03-6744-0480

上記②関係 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ 03-3502-5742  
畜産局 牛乳乳製品課 03-6744-2128

上記③関係 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ 03-3502-5742